

中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務 受託候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目及び配点)

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める「当該プロポーザルの評価項目及び配点」は、別表のとおりとする。

(評価方法)

第3条 当該プロポーザルの評価は、中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、同事業に係る企画運營業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて、企画提案書を書類審査して評価する。

2 前項の評価において、各評価者の平均点が60点を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点と同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点と同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が1者の場合の措置)

第4条 参加者が1者の場合においては、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が60点を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。

別表（第2条関係）

| 評価項目 | | 配点 |
|---------------|--|------|
| 全体評価 | ・本業務の目的に沿った事業提案となっているか。 | 20点 |
| 空間整備の 提案内容 | ・中高生等の若者が利用しやすい、図書館サテライト機能を持つ自習・居場所拠点となることを踏まえた提案となっているか。 ・空間利用に当たり、「場づくり」のための効果的な取組を提案できているか。 | 20点 |
| 関連工事 | ・空間整備の提案に基づいた内装、電気、設備工事となっているか。 ・適切な関連業者、人員、体制等を構築できる根拠を示しているか。 | 10点 |
| 運営体制 | ・本業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置し、十分な人員を確保できる体制となっているか。 ・目標人数や開催までのスケジュール等、具体の計画が明記され、実現可能性の高い内容になっているか。 | 10点 |
| 類似業務の 実績 | ・同種・類似業務の実績を有しているか。 | 20点 |
| 市内企業 | ・本市区域内に本店又は主たる事業所を有しているか。 | 10点 |
| 見積金額 | ・以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $10点 \times (\text{受託参加者中の最低見積額}) / (\text{各受託参加者の見積額})$ ※小数点以下は切捨て | 10点 |
| 計 | | 100点 |

第1号様式（第3条関係）

中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務委託
受託候補者審査表

評価者名（ ）

| 評価項目 | | 配点 | | | | | 備考 |
|---------------------|---|----|----|----|---|---|----|
| | | A | B | C | D | E | |
| 業務遂行能力 (50点) | 【全体評価】 本業務の目的に沿った事業提案となっているか。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | 【空間整備の提案内容】 ・中高生等の若者が利用しやすい図書館サテライト機能を持つ自習・居場所拠点となることを踏まえた提案となっているか。 ・空間整備に当たり、「場づくり」のための効果的な取組を提案できているか。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | 【関連工事】 ・空間整備の提案に基づいた内装、電気、設備工事となっているか。 ・適切な関連業者、人員、体制等を構築できる根拠を示しているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | |
| 運営体制 (10点) | ・本業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置し、十分な人員を確保できる体制となっているか。 ・スケジュール等、具体の計画が明記され、実現可能性の高い内容になっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 | |
| 類似業務の実績 (20点) | 同種・類似業務の実績を有しているか。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| 市内 中小企業 (10点) | 本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。該当する場合は10点 | | | | | | |
| 見積金額 (10点) | 以下の式により配点する。(小数点以下は切り捨て) $10点 \times (\text{受託参加者中の最低見積額}) / (\text{各受託参加者の見積額})$ | | | | | | |
| 合計得点 | | | | | | | |

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分